

○共立蒲原総合病院組合職員の特殊勤務手当に関する規則

〔昭和60年4月9日〕
規則第2号

改正 平成元年7月1日規則第8号 平成3年3月20日規則第3号
平成4年8月1日規則第6号 平成7年9月25日規則第3号
平成13年4月1日規則第6号 平成13年6月1日規則第8号
平成17年3月25日規則第2号 平成18年4月23日規則第7号
平成19年3月28日規則第3号 平成22年3月31日規則第3号
平成24年7月6日規則第5号 平成27年3月27日規則第5号
平成30年3月27日規則第2号 令和2年3月26日規則第3号

(目的)

第1条 共立蒲原総合病院組合職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和44年条例第11号。以下「条例」という。）第4条第2項第2号の規定に基づき、医師勤務手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(能率手当の配分支給について)

第2条 能率手当の配分支給については、条例第4条第2項第2号の規定に基づき、その額が250,000円未満の場合には、医師の職名に応じ、次の各号に掲げる額を支給する。ただし、各診療科当該月の診療報酬額から当該月の過誤・査定・返戻額、麻酔科応援医師報酬額、一般応援医師報酬額及び各診療科保険請求材料費を控除した額に、配分率（0.028）を乗じて得た額に、各診療科の別表第3に定める医師数ポイントで除して得た額に第7号に定める能率手当配分支給額を控除した額を加算する。

- (1) 院長 350,000円
- (2) 副院長 340,000円
- (3) 診療参事 340,000円
- (4) 部長 330,000円
- (5) 科長 320,000円
- (6) 医長 300,000円
- (7) 医員 250,000円

2 健診手当の支給基準は、別表第1に定めるところによる。

第3条 削除

(病院勤務手当)

第4条 条例第3条に規定する病院に勤務する職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第2号に掲げる職員を含む。以下「病院職員」という。）の病院勤務手当は、基準額を当該月の総勤務日数で除し

て得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に、当該病院職員の当該月の勤務日数を乗じて得た額とする。

2 前項において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 基準額 条例第3条第2項に規定する率は、1000分の16とする。
- (2) 総勤務日数 当該月の出勤すべき日数に病院職員の総数を乗じて得た数
- (3) 勤務日数 第6条第2項第3号に規定する勤務日数（その日数に1日未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた日数）

第5条 削除

（老健施設勤務手当の支給について）

第6条 介護老人保健施設に勤務する職員（法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を含む。以下「老健職員」という。）の老健施設勤務手当は、当該月の収益から当該月の費用を差し引いて得た額に1,000分の20以内を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を当該月の全ての老健職員が勤務した日数（以下「勤務日数」という。）で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に、当該老健職員の当該月の勤務日数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

2 前項において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 収益 介護保健施設介護料収益、居宅介護料収益、居宅介護支援介護料収益、利用者等利用料収益（個室料を除く。）及びその他の事業収益の合計額をいう。
- (2) 費用 材料費、賃借料（器械及び車輛に係るもの）、委託料（給食業務、洗濯業務及び検査料に係るもの）及び減価償却費（器械備品及び車輛に係るもの）の合計額をいう。
- (3) 勤務日数 共立蒲原総合病院組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年共立蒲原総合病院組合条例第3号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間に勤務することを命ぜられた職員が出勤した日数の総数から、勤務時間条例第9条に規定する休日に勤務を命ぜられた日数を差し引いたものをいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附 則（平成元年7月1日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行し、平成元年7月1日から適用する。

附 則（平成3年3月20日規則第3号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年8月1日規則第6号）

この規則は、平成4年8月1日から施行する。

附 則（平成7年9月25日規則第3号）

この規則は、平成7年10月1日から施行する。

附 則（平成13年4月1日規則第5号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年6月1日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行し、平成13年6月1日から適用する。

附 則（平成17年3月25日規則第2号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月23日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成19年3月28日規則第3号）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（平成19年12月29日から平成20年1月3日までの間に勤務した職員の特殊勤務手当の特例）

2 改正後の共立蒲原総合病院組合職員の特殊勤務手当に関する規則の規定にかかわらず、平成19年12月29日から平成20年1月3日までの間（以下「年末年始の期間」という。）に特に勤務を命ぜられ勤務した職員に対しては、年末年始の期間中に勤務する職員の特殊勤務手当として勤務1時間につき500円を支給する。

附 則（平成22年3月31日規則第3号）

この規則は、平成22年4月1日から施行し、平成21年10月1日から適用する。

附 則（平成24年7月6日規則第5号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前において、改正前の規定により支給すべき手当については、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月27日規則第5号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月27日規則第2号）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前において、改正前の規定により支給すべき手当については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月26日規則第3号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

健 診 名		支給率及び金額	
産業医手当		10,500円 × 件数	
集団 健診	診察料：出張固定額 ～7時15分以前の出発	9,000円	
	〃 ～7時45分以前の出発	7,500円	
	〃 ～上記以外の出発時間	6,000円	
	診察料	90円 × 人数	
	個別健診診察及び結果説明の手当	450円 × 人数	
	眼科健診・診察料	30円 × 人数	
	乳がん健診・診察料	150円 × 人数	
	子宮がん健診・診察料	150円 × 人数	
	心電図検査・読影料	60円 × 人数	
	胸部間接撮影・読影料(ダブル読影)	25円 × 人数	
	胸部間接撮影・読影料(シングル読影)	50円 × 人数	
	胃部間接撮影・読影料(ダブル読影)	45円 × 人数	
	胃部間接撮影・読影料(シングル読影)	90円 × 人数	
	胸部直接撮影・読影料	60円 × 人数	
	マンモグラフィ撮影・読影料	60円 × 人数	
	眼底検査判定料	80円 × 人数	
	腹部超音波検査・読影料	90円 × 人数	
	乳腺超音波検査・読影料	90円 × 人数	
	骨密度判定料	80円 × 人数	
	総合判定料	60円 × 人数	
	人間 ドック ・ 施設内 健診	1日ドック診察料	450円 × 人数
		1泊ドック診察料	(750円+450円) × 人数
		1泊脳ドック診察料	(750円+450円) × 人数
		乳がん健診・診察料	300円 × 人数
		子宮がん健診・診察料	300円 × 人数
		胃部内視鏡検査手技料	300円 × 人数
		心電図検査・読影料	150円 × 人数
胃部直接撮影・読影料		150円 × 人数	
眼底検査判定料		80円 × 人数	
喀痰細胞診判定料		150円 × 人数	
骨密度判定料		150円 × 人数	
聴力検査判定料		150円 × 人数	
注腸検査・読影料		150円 × 人数	
直腸診察料		300円 × 人数	
胸部直接撮影・読影料		60円 × 人数	
マンモグラフィ撮影・読影料		60円 × 人数	
胸部CT撮影・読影料		150円 × 人数	
腹部超音波検査・読影料		90円 × 人数	
乳腺超音波検査・読影料		90円 × 人数	
院内・眼科健診・診察料(理容組合等)		30円 × 人数	
院内・皮膚科健診・診察料(理容組合等)	30円 × 人数		

別表第2 削除

別表第3（第2条関係）

医師数ポイント

職名	ポイント
院長	0.50
副院長	0.70
診療参事	0.70
部長	1.00
科長	1.00
医長	1.00
医員	1.00
研修医	0.50
施設長	1.10
健診医長	0.30